

牧 都 住第 501 号
令和 5 年 3 月 8 日

公益社団法人 全日本不動産協会静岡県本部
本部長 疋田 貞明 様

牧之原市長 杉本 基久雄
(担当:都市住宅課)

空き家・空き地バンク関連事業の制度改正について

日頃、当市の空き家等対策並びに移住定住施策に格別なご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、市では、空き家等対策の推進と移住定住の促進を図るため、下記及び別添のとおり、空き家・空き地バンク関連事業を改正させていただきます。

つきましては、貴協会員にご周知いただくとともに、本市の空き家・空き地バンク事業の利用促進にご協力賜りますようお願い致します。

記

(1) 空き家・空き地情報バンク

- ・空き家の登録物件を「住宅又は併用住宅」から「建築物」に拡充します。
- ・登録申込時の必要書類を見直し、オンライン申込に対応します(従前どおり、事前にバンク協力事業者への事前相談又は媒介契約が必要です。)

(2) 空き家活用等リフォーム補助金

- ・移住者対象補助:子育て家族定住奨励金と併用可能になります。
- ・空き家活用事業者等対象補助:「移住者限定賃貸物件」として空き家・空き地バンクに登録することを条件に、空き家のリフォーム工事を行う場合、最大 100 万円を補助するメニューが追加されます。

(3) 子育て家族定住奨励金

- ・「基礎額 20 万円」⇒10 万円となる代わりに、加算の内容を見直し、「子育て世帯」「移住する世帯」への加算が手厚くなります。
- ・「子ども加算 10 万円/人」⇒1人目 10 万円、2人目 20 万円、3人目 30 万円となります。
- ※中学生以下の子どもが3人いる世帯では、60万円の加算
- ・「転入世帯加算 10 万円」⇒30万円となります。
- ・「空き家・空き地バンク利用加算 10 万円」を追加します(空き家、空き地共に対象)。

2 改正後の要綱施行日

令和5年4月1日

3 備考

・制度改正の詳細につきましては、別添資料をご参照いただき、ご不明点などございましたら、下記担当までお問合せ願います。

担 当 牧之原市 建設部 都市住宅課
住宅政策係 遠藤
電 話 0548-53-2633
FAX 0548-52-3772
電子メール toshi@city.makinohara.lg.jp